

## 畿央大学における競争的資金等の取扱いに関する規程

### ( 目的 )

第 1 条 この規程は、学校法人冬木学園 ( 以下「学園」という。 ) 畿央大学 ( 以下「本学」という。 ) における競争的資金等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### ( 適用範囲 )

第 2 条 競争的資金等の運営および管理については、他の関係法令またはこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

### ( 定義 )

第 3 条 この規程において「競争的資金等」とは、文部科学省および他府省が所管する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、本学を所属研究機関として競争的資金等に係る研究者登録を行っている者で、本条第 1 項に掲げる研究費補助事業を実施する研究代表者および研究分担者をいう。

### ( 責任と権限 )

第 4 条 本学の競争的資金等を適正に運営および管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者 ( 以下「推進責任者」という。 ) およびコンプライアンス推進副責任者 ( 以下「推進副責任者」という。 ) を置き、その責任と権限を定める。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的資金等の運営および管理について最終責任を負う者とし、本学学長 ( 以下「学長」という。 ) をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、本学事務局長をもって充てる。

(3) 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、本学の競争的資金等の適切な運営および管理のための対策を立案、実施し、その実施状況を統括管理責任者に報告する。また、本学の競争的資金等の運営および管理に関わる全ての構成員 ( 以下「関連構成員」という。 ) に対し、コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理監督する。推進責任者は、本学総務部長をもって充てる。

(4) 推進副責任者は、推進責任者と協力し、本学構成員の研究内容、研究手法等に関するコンプライアンスの管理監督を日常的に行なう。また、本学の学生および大学院生に対し、研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理監督する。推進副責任者は、本学の各学部長、各研究科長ならびに各研究所および研究センターの長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営および管理を行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

### ( ルールの明確化 )

第 5 条 競争的資金等に係る事務手続きのルールについては、明確化および統一化に努めるとともに、関連構成員に分りやすく周知する。

2 競争的資金等に係る事務処理手続きの相談窓口を、本学大学事務局大学総務部 ( 以下「総務部」という。 ) に置く。

3 相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務処理手続きに関する学内外からの照会等に対応し、本

学における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(職務権限の明確化)

第6条 研究代表者等ならびに競争的資金等の運営および管理の業務を担当する事務職員(以下「担当事務職員」という。)は、次の各号に定めるとおり、それぞれの責任と権限により、競争的資金等の適正な執行の確保および不正使用の防止に努めるものとする。

- (1) 研究代表者は、当該課題における研究開発の責任者として運営および管理を担い、当該課題に参画する研究者等を統括するとともに、本学規程等および当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。
- (2) 研究課題に参画する研究分担者は、当該課題の研究代表者の運営および管理の下、誠実に分担する研究開発を行ない、本学規程等および当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。
- (3) 前2号の他、統括管理責任者の統括指揮の下、担当事務職員は、分担する業務の遂行にあたり、本学規程等および当該競争的資金等の制度が定める各種手続等を遵守するものとする。

(不正防止計画)

第7条 担当事務職員は、統括管理責任者の指揮の下、研究資金の不正使用を発生させる要因の所在や態様につき、本学全体の状況を体系的に整理および把握するものとする。

- 2 担当事務職員は、研究資金の不正使用を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画案を作成し、推進責任者を通じて、統括管理責任者に提出し、統括管理責任者は不正防止計画を確定するものとする。
- 3 統括管理責任者は、本学全体の不正防止計画をまとめ、最高管理責任者に報告し、また、研究代表者等、推進責任者および担当事務職員に周知し、策定された不正防止計画の確実な実施を確保するものとする。
- 4 最高管理責任者、統括管理責任者および推進責任者は、策定された不正防止計画を定期的に点検し、必要に応じて見直しを行なうよう担当事務職員に指示するものとする。

(モニタリング)

第8条 推進責任者は、関連構成員が適切に競争的資金等の管理および執行を行なっているか等について日常的にモニタリングし、必要に応じ改善を指導する。

- 2 統括管理責任者は、前条に規定する不正防止計画の実施状況について推進責任者、推進副責任者および担当事務職員に指示しモニタリングを行なうとともに、実施状況に不足があると判断した場合または適切に実施されていないと判断した場合には、最高管理責任者にその旨の報告を行なうものとする。
- 3 最高管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括管理責任者に、不正防止計画の見直しと、確実な実施を確保するよう指示するものとする。
- 4 モニタリングの方法、サンプル抽出および抜打ち検査等の基準については別に定め、推進責任者より統括管理責任者に報告する。

(コンプライアンス教育)

第9条 推進責任者は、関連構成員に対し、不正行為について適切に理解させるため、コンプライアンス教育を定期的の実施し、適宜、誓約書や報告書等の提出を受けることで、その受講状況および理解度について把握する。

- 2 本学の競争的資金等に係る調達および役務提供等を行なう取引業者または個人(以下「業者等」という。)に対しても、推進責任者はその取引実績、本学におけるリスク要因等を考慮し、コンプライアンスに関す

る説明を行ない、適宜、誓約書等の提出を求める。

3 関連構成員は、推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

( 内部監査の実施 )

第 10 条 競争的資金等の適正な管理のために、内部監査体制の整備をはかるものとする。

2 内部監査は、法人事務局長および本学各学部長が学園内部監査室 ( 以下「監査室」という。 ) との連携をはかり、実効性のある監査を実施するものとする。

3 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすため、発注、検収および支払の現場における現状を確認するとともに、帳票類の監査、機器備品の現物実査、謝金等の使途確認および研究の遂行状況について監査を行なうものとする。

( 通報窓口の設置 )

第 11 条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報 ( 以下「通報」という。 ) を受け付ける窓口を監査室に置く。

2 通報窓口が通報を受け付けたときには、当該通報の内容を確認の上、当該通報を最高管理責任者および学園理事長 ( 以下「理事長」という。 ) に報告しなければならない。

3 監査室は、通報があった場合、学園公益通報に関する規程に基づき、対応を行なうものとする。

( 懲戒 )

第 12 条 理事長は、研究資金の不正使用が発生した事実が確認または報告された場合、該当者を対象とする就業規則等における懲戒規定に基づき、処分を課すものとする。

( 取引停止等の措置 )

第 13 条 統括管理責任者は、研究資金の不正使用が発生した事実が確認または報告された場合、不正使用に関与した業者等について、取引停止等の措置を講じるものとする。

( 研究資金の返還等 )

第 14 条 最高管理責任者は、研究資金の不正使用が発生した事実が確認または報告された場合、すみやかに当該競争的資金等を配分する機関等に報告を行なわなければならない。

2 前項の報告に基づき、機関等から当該研究資金の返還および必要な措置等を求められた場合、その指示に従うものとする。

( 事務 )

第 15 条 この規程に関する事務は、総務部が行なう。

( 定めのない事項の取扱い等 )

第 16 条 この規程および関連規程等に定めのない事項については、統括管理責任者の意見を聴き、最高管理責任者が決定する。

( 改廃 )

第 17 条 この規程の改廃は、理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 3 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。